旭区シンボルマーク使用取扱要綱

制定 平成28年4月8日(旭総第21号 区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭区シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)を使用する場合の取り 扱いに関して必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 シンボルマークは、旭区に関する事業又は旭区の広報・PR目的に使用する。

(使用条件)

- 第3条 シンボルマークは、次の各号に掲げる条件を満たす場合に限り、使用することができる。
 - (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
 - (2) 別表1のカラー設定を遵守すること。
 - (3) 営利を目的とした商品、広報活動等に使用しないこと。
 - (4) 政治及び宗教活動を目的としたものに使用しないこと。
 - (5) 頒布品、印刷物等の配布物に使用する場合には、原則として無償のものに限る。ただし、前条の目的に合致する使用において、有償とする正当な理由がある場合には、別途旭区と使用しようとする者との間で協議するものとする。

(使用手続)

- 第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ「旭区シンボルマーク使用承認申請書」 (様式第1号)に必要な書類を添えて旭区長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請を承認したときは、旭区長は「旭区シンボルマーク使用承認書」(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(使用の中止等)

- 第6条 旭区は、シンボルマークの使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用 を差し止め、又は中止させることができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、旭区長は、その責めを負わない。
 - (1) 第3条に規定する使用条件に反して使用した場合
 - (2) 特定の個人又は団体・企業の売名に利用した場合
 - (3) 旭区が実施する事業又は旭区が支援等を行う事業を推進するうえで支障が生じる恐れがある場合
 - (4) その他シンボルマークの使用が不適当であると判断した場合

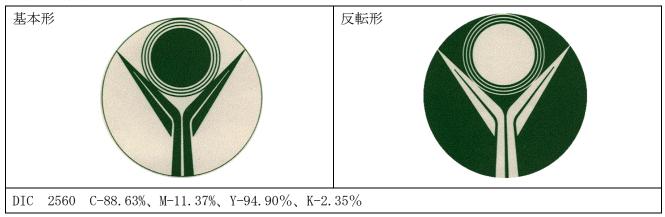
(権利の帰属)

第7条 シンボルマークに関する一切の権利は、旭区に帰属する。

(管理)

第8条 この要綱に関する事務は、旭区総務課が所管する。

別表1 旭区シンボルマークカラー設定



附則

(施行期間)

1 この要綱は、平成28年4月8日から施行する。 (旭区シンボルマーク使用基準の廃止)

2 旭区シンボルマーク使用基準は、廃止する。

旭区シンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

旭区長

申請者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者名) 電 話 番 号 担当者名・連絡先

次のとおり、旭区シンボルマークを使用したいので申請します。

使用目的						
使用媒体	□チラシ □ポスター □自社のホームペー		(部数:	-	717 ** for)
	□社内報等の各会報 □その他 (较	(名称:	È	部数:)
使用期間	年	月	日から	年	月	日まで
備考						

- ※申請時には、団体等の概要書及び使用デザイン案を添付してください。
- ※使用承認後、シンボルマークを使用した印刷物等を見本として提供してください。ホームページに使用した場合は、掲載サイトのアドレスをお知らせください。

旭区シンボルマーク使用承認書

(申請者) 様

旭区長名

年 月 日に届出のありました旭区シンボルマークの使用については、次のとおり承認します。

- 1 シンボルマーク使用目的2 使用媒体及び部数
- 3 使用期間年 月 日から 年 月 日まで

担当 旭区総務課予算調整係 担当者名 TEL FAX